

各小・中学校長 殿

東根市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染拡大阻止のための臨時休業措置について（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策については、年度末休業・年度始休業中を含め対応を進めていただいておりますことに感謝申し上げます。現時点では本市で感染者は確認されていないものの、国内・県内で感染が広がっており、感染症の封じ込めのために社会全体での対応が求められています。

つきましては、児童生徒の安全確保及び新型コロナウイルス感染症拡大阻止の観点から、下記の期間を臨時休業とします。

なお、下記の点に留意して、児童生徒及び保護者等の不安や混乱が最小限になるよう、各校において組織的な対応をお願いします。

記

1 臨時休業期間 令和2年4月9日（木）～22日（水）

2 臨時休業措置に係る留意事項

（1）入学式

4月7日（火）の中学校入学式及び4月8日（水）の小学校入学式については、予定の時間に実施する。ただし、在校生については参加させない。

（2）部活動及びスポーツ少年団活動

臨時休業期間中は実施しない。学校施設の開放も行わない。

（3）子どもの居場所確保

放課後に学童クラブ等を利用している児童で、臨時休業に伴い昼間の居場所の確保が難しい児童については、学校が積極的に受け入れる。

（4）学習課題

児童生徒の学力保障の観点から、発達段階や各校の実態に応じた課題を準備する。

（5）家庭との連絡体制の整備

今後も新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、追加的な措置をとることも予想されるため、4月7日（火）8日（水）の期間を有効に使い、連絡体制を整備する。

（6）臨時休業中の生活

3月に実施した臨時休業中の指導にならい、下記の点などについて各校で指導する。

① 臨時休業期間中は、通常の在校時間帯は原則家庭で過ごし、不要不急の外出はしない。

② 臨時休業中の学習は、指示のあった課題について計画的に行うこと。

③ 日中、家で子どもだけになる場合は、しっかり戸締りをし、火の取り扱いには十分注意すること。また、不安なことがあれば保護者や学校に電話で連絡すること

④ 熱や咳などの風邪のような症状が出た場合は受診し、必ず学校に連絡してほしいこと

（7）その他

臨時休業中に、感染拡大地域に滞在したり、感染拡大地域からの来県者に濃厚接触があったりした児童生徒については、学校再開後も、必要な期間出席停止とする。